

奈良県告示第三百九十三号

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる手続等（知事に係るものに限る。）について、奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年三月奈良県規則第四十三号）第三条の規定により次のとおり告示する。

令和四年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 根拠となる法令又は条例等の名称及び条項並びに対象手続等の名称

根拠となる法令又は条例等の名称及び条項		対象手続等の名称
名称	条項	
一 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省・国土交通省令第六号）	第四十八条第二項	敷地と道路との関係の特例の認定申請
二 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例（令和四年三月奈良県条例第五十四号）	第五条第二項	敷地の路地状部分の幅員の特例の認定申請
三 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則（令和四年三月奈良県規則第六十三号）	第七条	畜舎等の建築等又は利用の取りやめの申出

二 適用日

令和四年四月一日